

郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱

平成19年 9 月 5 日制定

[こども部保育課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設へ入所する児童の保護者に対する郡山市多子世帯保育料軽減補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出をした施設のうち、「認可外保育施設指導監督の指針」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙）に定める認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（市又は県が発した有効なものに限る。）の交付を受けている施設
- (2) 保護者 児童の父又は母、若しくは当該児童の生計を維持している者をいう。
- (3) 第2子 保護者が現に養育している18歳に満たない子どものうち最年長である者から順に2人目をいう。
- (4) 第3子以降 保護者が現に養育している18歳に満たない子どものうち最年長である者から順に3人目以降の子をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる条件の全てを満たす児童（以下「対象児童」という。）の保護者に対し、交付する。

- (1) 前条第1号に定める認可外保育施設に月単位で保育料を納める契約（ただし、支払い方法が年払い等であっても、一月単位の保育料を算定できる場合は、対象とする。）で入所し、郡山市に住所を有する児童
- (2) 次に掲げるいずれかの日において、第2子または第3子以降で、3歳未満の児童
 - ア 当該年度の4月1日
 - イ 認可外保育施設に対象児童が入所した月の初日
- (3) 子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の給付の対象となっていない児童

(補助対象額及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる補助対象額は、認可保育所における保育に準じる基本的な保育サービスの利用に要する費用として対象児童の保護者が認可外保育施設に対して支払った費用とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2子 月ごとに月額保育料（10円未満の端数切捨て）の4分の1の額又は5,000円のいずれか少ない額とし、当該額の年度内合計額とする。
- (2) 第3子以降 月ごとに月額保育料（10円未満の端数切捨て）の2分の1の額又は10,000円のいずれか少ない額とし、当該額の年度内合計額とする。

3 前項各号の算定において、月の途中において入所又は退所があったとき等の月額保育料は、当該月分として支払った実額とする。

4 第3条の条件を満たさなくなった場合及び第4条第2項の児童の区分が変更になる場合は、異動が発生した日の属する月の翌月（月初日に変更があった場合はその月）から適用を変更する。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「補助申請者」という。）は、郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事実を、市長が公簿等により確認することができる場合は、その提出を省略することができる。

（1）郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付申請書（第1号様式）の提出後にその記載内容に変更が生じた場合は、異動報告書（第2号様式）

（2）前号のほか、市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する申請は、補助事業の性質により事業の着手前に申請することができないため、規則第20条の3の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の3月31日までにを行うものとする。

（在園の期間及び保育料の納付の実績）

第6条 市長は、補助申請者に、対象児童の入所の期間及び保育料の納付の実績の報告を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が対象児童の入所の期間及び保育料の納付の実績を対象児童の入所する施設の長が市長に報告することに同意する場合は、交付申請者に代わって当該施設の長が報告できるものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書により補助申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、入所や保育料の支払いに係る書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

（補助金の交付の変更申請）

第9条 交付決定者は、対象児童が認可外保育施設を年度の途中で退所した等で保育料に変更が生じたときは、補助事業等内容変更等承認申請書（第3号様式）に、市長が必要と認めて指示する書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の交付の変更決定）

第10条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、規則第9条の規定による補助事業等内容変更等承認通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、対象児童の申請年度の認可外保育施設への入所が完了したときは、郡山

市多子世帯保育料軽減補助金実績報告書（第４号様式）に入所施設の証明を受け、申請年度の３月31日までに市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が当該児童の入所する施設の長が交付決定者に代わって実績報告を市長に提出することに同意する場合は、当該施設の長が補助事業等実績報告書（第５号様式）に入所の期間及び保育料の納付の実績を証した書類を添えて、市長に提出できるものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額であるときは、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年９月５日から施行し、平成19年度以後の補助金について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年９月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱の規定は、平成20年度以後の年度分の郡山市多子世帯保育料軽減補助金について適用し、平成19年度分までの郡山市多子世帯保育料軽減補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年３月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年４月19日から施行し、改正後の第３条の規定は平成23年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年１月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年６月17日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の郡山市多子世帯保育料軽減補助金について適用し、平成27年度分までの郡山市多子世帯保育料軽減補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月5日から施行し、改正後の郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正要綱による令和元年度の補助金の交付にあつては、改正要綱第3条の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の給付の対象とならない期間分については、当該期間分に限り、補助金の交付の対象とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月 日から施行し、改正後の郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

郡山市長

申請日令和年 月 日

フリガナ

申請者
(保護者)

郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付申請書

このことについて、令和7年度の標記補助金を下記のとおり申請します。
なお、申請に際し、市長が標記補助金の交付事務に必要な下記4の(1)～(3)の情報を調査し利用すること及び対象児童が入所する施設の長に下記4の(4)の事項を委任することについて、同意します。

記

1 対象児童について

入所している 認可外保育施設 の名称		入所年月	令和年 月 日
(フリガナ)		生年月日	年 月 日 (歳)
対象児童 氏 名			
対象児童 住 所	〒 電話番号 ()		
兄弟姉妹の 人数・順番	今年度4月1日現在、18歳に満たない兄弟姉妹の人数 人 対象児童は、18歳に満たない兄弟姉妹全員の中で、第 子(番目)		補助区分 (該当に○) 第2子・ 第3子以降

2 世帯状況について

※この欄には、申請日現在の父、母、世帯主が父母以外の場合の世帯主、対象児童の兄弟姉妹全員を記載すること
(対象児童本人は記載不要)

申請人の住所 (対象児童と住所が同じ場合は、記載不要)	〒 電話番号 ()						
氏 名	生年月日		年齢	児童から みた続柄	備考	事務処理欄(記入不要)	
	昭和 平成			父	同居 別居		
	昭和 平成			母	同居 別居		

3 振込口座について

※申請人の口座を指定すること。申請人と異なる名義を指定する場合は、委任状を提出すること。

金融機関名称		支店名称	
口座種別 ※どちらかに○	普通 ・ その他()		
口座名義人(カタカナ)		口座番号	

4 その他

- (1) 申請人が属する世帯の状況(世帯に属する者の氏名、生年月日、年齢、性別、続柄、郡山市の住民となった日)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11に規定する施設等利用費の受給(幼児教育・保育の無償化)の状況
- (3) 対象児童が入所する施設が保有する対象児童の入所期間及び保育料の納入実績等必要な情報
- (4) 対象児童が入所する施設の長が、対象児童の入所期間及び保育料の納入実績等必要な事項を記した書類を添えて、
標記補助金の実績報告書を市長へ提出すること

		提出日	年 月 日
入所している 認可外保育 施設の名称			
(フリガナ)		(フリガナ)	
対象児童 氏名		申請人 氏名 (保護者)	印
児童生年月日	年 月 日		

異動報告書

郡山市長

郡山市多子世帯保育料軽減補助金の交付申請に係る異動について、次のとおり報告します。

	変更前	変更後
フリガナ		
申請人の氏名(保護者)		
フリガナ		
対象児童の氏名		

※離婚・結婚等により氏名が変更となった場合は、この表に記入し報告すること。(申請人そのものの変更(例:父→母)の場合には、改めて申請書を提出すること。)

申請人・児童 の住所 ※申請人・児童 該当に ○をし、新住所を記入	〒 —
	電話番号

振込口座（申請人） ※振込口座を変更する場合に新口座を記入(通帳の写しを添付)		種別(該当に○)	普通(総合)・その他()
金融機関 名称		口座名義 (カタカナ)	
支店名称		口座番号	

	変更前	変更後
その他		

第 3 号様式(第 9 条関係)

年 月 日

郡山市長

申請人
住所
氏名



補 助 事 業 等 内 容 変 更 等 承 認 申 請 書

交付決定を受けた補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

事 業 名		
交 付 決 定 日		
変 更 内 容	交 付 決 定 額	
	増 (△ 減) 額	
変 更 事 項		
添 付 書 類		

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

郡 山 市 長

住 所
氏 名 印

郡山市多子世帯保育料軽減補助金実績報告書

年 月 日付け（文書の記号）第 号により交付決定を受けた 年度
郡山市多子世帯保育料軽減補助金について、郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱第 11 条
の規定により、下記のとおり報告します。

記

施 設 名		対象児童氏名	
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
支払い保育料	円（年度合計額）		
補 助 金 の 額	既に通知を受けている額	必要とする補助金額	
	円	円	

※施設証明欄

上記内容について相違ないことを証明します。

年 月 日 施 設 名

施設長名 印

年 月 日

郡山市長

報告人
住所
氏名

印

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

下記事業の交付決定を受けた児童について、 年度の在園の期間及び保育料の納付が確定したので報告します。

記

事 業 名	
施 設 名	

別紙、入所の期間及び保育料の納付の実績を証した書類